

「留意事項(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)」

【共通事項】

1 共通資料の当該資料を参照してください。

- (1) 各サービスに共通する事項について、資料 1 を参照してください。
- (2) 認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置について、資料 2 を参照してください。
(令和 6 年 3 月までは努力義務)
- (3) ハラスメント防止に係る事業主の取るべき措置について、資料 3 を参照してください。
- (4) 業務継続計画の策定等について、資料 4 を参照してください。(令和 6 年 3 月までは努力義務)
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための措置について、資料 5 を参照してください。
- (6) 虐待の防止について、資料 6 を参照してください。(令和 6 年 3 月までは努力義務)
- (7) 地域密着型サービスにおける必要な研修の未受講者を配置する場合について、資料 7 を参照してください。

2 計画の作成

(1) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準に掲げる具体的取組方針に沿って行い、介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っているアセスメント、サービス担当者会議、モニタリングなどの業務を行わなければなりません。

(2) 小規模多機能型居宅介護計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画(以下「個別計画」)の作成

個別計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別計画を作成しなければなりません。

3 運営規程の記載内容

(1) 営業日及び営業時間

利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は 365 日と記載してください。また、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24 時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。

4 掲 示

- (1) 掲示すべき内容は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等となっています。

5 サービス提供体制強化加算

(1) 研修計画

事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している必要があり、研修計画には、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める必要があります。

(2) 会議の開催

- a 会議には、当該事業所の全ての従業者が参加しなければなりません、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。
- b 会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。
- c 会議は、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。
- d 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。
 - ・利用者のADLや意欲
 - ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ・家庭環境
 - ・前回のサービス提供時の状況